

市民相談のご案内

新型コロナウイルス対策にご協力をお願いします

熱がある、味覚がおかしいなど体調の悪い方は、相談をご遠慮ください。

また、相談前に、アルコール消毒・検温を行います。（37.5度以上の方は相談をお断りします）

相談中は、マスクの着用をお願いします。

密を避けるため、相談室への入室は2名様までとさせていただきます。

市民相談は、市民の皆さんの日常生活で生じたトラブルなどについて、解決に向けた対応や手段を弁護士や各分野の専門の相談員がアドバイスするものです。

この相談では、相手方との交渉、仲裁、手続きの代行、書類のチェックなどは、一切できませんのでご了承ください。

相談は、無料です。また、相談内容については、秘密を厳守します。

次のことにご留意ください

- ① 尼崎市民（個人）に限ります。
- ② 相談は、原則当事者ご本人が受けてください。
- ③ 調停中、裁判中、すでに弁護士や司法書士等に依頼済みの場合は、
相談はお受けできません。
- ④ あらかじめ相談内容をまとめたメモや関係書類を持参するなど、
相談時間を有効にお使いください。
- ⑤ 同じ案件でのご利用は、1回限りとさせていただきます。
(交通事故相談、市政相談を除く)
- ⑥ 相談中、録音機のご使用は、お断りします。
- ⑦ 土・日、祝日、年末年始（概ね12月29日～1月3日）はお休みです。
- ⑧ 弁護士・司法書士等の紹介は行っておりませんので、ご了承ください。

問い合わせ：尼崎市 窓口サービス推進担当課 市民相談担当

電話 06-6489-6400



予約の必要な相談

予約は 相談当日午前 9 時から 電話(06-6489-6400)で先着順に受付

※なお、お仕事等で休暇取得が必要な方のために木曜日の生活法律相談 7 件のうち 3 件については、前週の金曜日から事前受付を試行します。

相談項目	日 程	相談時間・件数	相談内容	相談員
生活法律	毎週(火)(水)(木)	午後 1 時～4 時 (20 分程度) 7 件	借地・借家、金銭貸借、 相続など	弁護士
家 事	毎週(木)	午後 1 時～4 時 (40 分程度) 4 件	離婚、夫婦、親子や男女関係 など	家事専門相談員
人 権	毎週(月) 午前 10 時 30 分までに予約	午後 1 時～4 時 (40 分程度) 3 件	人権に関すること	人権擁護委員
登 記	第 2・4 (水)	午後 1 時～4 時 (30 分程度) 6 件	所有権移転、相続などによる各 種登記の手続きに関すること	司法書士 土地家屋調査士
公正証書	第 2(金) 午前 10 時 30 分までに予約	午後 1 時～4 時 (20 分程度)	遺言書や各種契約などの公正 証書作成に関すること	公証人

予約の不要な相談

当日、先着順。ただし、受付状況によってはお断りする場合があります。

相談項目	日 程	相談時間	相談内容	相談員
不動産	第 1・3 (金)	午後 1 時～4 時 (20 分程度)	土地・建物の賃貸借、売買に関 すること	宅地建物取引士
労務・年金	第 1・3 (水)	午後 1 時～4 時 (20 分程度)	就業に係る労働問題（労働災 害・労働条件・社会保険・雇用保 険等）、年金に関すること	社会保険労務士 保険等)
国 政	第 2・4(金)	午後 1 時～3 時 (30 分程度)	国の行政に関すること	行政相談委員
市 政	毎週(月)～(金)	午前 9 時～ 午後 5 時 30 分	市の行政に関すること	市職員



予約の必要な相談

予約は 相談当日午前 9 時から 電話(06-6489-6404)で受付

相談項目	日 程	相談時間・件数	相談内容	相談員
交通事故	毎週(月)～(木)	午前 10 時～正午 (40 分程度) 2 件 午後 1 時～5 時 (40 分程度) 3 件	交通事故に伴う示談、損害賠償 請求、調停など事故解決に関す ること	交通事故相談員



予約の必要な相談

予約は 相談日の前週木曜日までに 電話(06-6489-6400)で受付

相談項目	日 程	相談時間・件数	相談内容	相談員
犯罪被害者 支 援	原則 第 3(月) *要確認	午後 1 時～4 時 (60 分程度) 3 件	犯罪被害に遭われた方が抱え る悩みに関すること	犯罪被害相談員

※税務相談は、令和 2 年 9 月から近畿税理士会尼崎支部主催で予約制で行われています。

詳しくは、同支部に電話（06-6482-6061）でお問い合わせください。

尼崎市役所で税務相談は実施していません。